

## 《参 考》

### 1 電波の日

昭和25年（1950年）に電波法、放送法及び電波監理委員会設置法が施行され、それまで政府専掌であった電波の利用が広く国民に開放されたことを記念して「電波の日」を設け、国民各層の電波の利用に関する知識の普及・向上を図るとともに、電波利用の発展に資することになっています。

### 2 情報通信月間

昭和60年（1985年）の情報通信の制度改革を機に、情報通信の普及・振興を図ることを目的として設けられたものであり、期間中、全国各地で情報通信に関する様々な行事を実施する中で、豊かな生活を実現する情報通信について広く国民の理解と協力を求めていくことにしています。

### 3 九州電波協力会

九州における電波知識の普及並びに電波利用の発展を図ることを目的として、昭和33年（1958年）4月に設立された団体です。